

隠岐海区便り (Vol.74)

◎第317回(第21期第8回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、前田、佐々木、吉田、濱田、福山、林委員

欠席委員：升谷、亀谷、長府委員

開催日時：平成30年6月22日(金) 14:00～16:20

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 JFしまね西郷支所3階会議室

議題

- (1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)
 - ①平成30年のサバ類・ズワイガニのTAC
 - ②平成30年のクロマグロのTAC
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について(報告)
- (3) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

①平成30年漁期のサバ類、ずわいがにのTACについて、島根県への配分量を定めた旨が国から示され、これに伴い県の管理計画を変更することについて知事から本委員会に対して諮問がありました。

- サバ類：島根県「22千トン」(全国の配分量812千トン)
- ずわいがに：島根県「若干」(全国の配分量5426トン)

②くろまぐろの第4管理期間のTAC管理について島根県への配分量及び管理方法を定めた旨が国から示され、これに伴い県の管理計画を変更することについて知事から本委員会に対して諮問がありました。

- 小型魚(30kg未満)：57.1トン (平成30年7月1日～平成31年3月31日)
- 大型魚(30kg以上)：7.0トン (平成30年7月1日～平成31年3月31日)

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。また、第4管理期間の島根県のガイドラインも策定されました。

【ガイドラインの概要】

- 承認漁業の割り当ては本土と隠岐で別々に割り当てを行う。
- 定置漁業は個別割当による管理を推奨する。

(2) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について（報告）

全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について事務局より報告がありました。それに対し隠岐海区としての意見は以下のとおりです。

【意見の概要】

- 改革には漁業者の理解が不可欠であるため、説明会を開催し、漁業関係者の意見を十分聞いたうえで改革を進めること。
- TAC 魚種拡大については、検討を十分にいき、慎重に進めること。また、影響を受ける漁業者に対して補償を行うこと。
- 漁業調整委員会の選出方法については、公選制度の廃止もやむなしとする。
- トン数制限の撤廃については沿岸漁業者の懸念が強いと思われるため、沿岸漁業者との調整を前提とする。
- 公的な漁業管理を委ねる制度の創出については、漁業権制度が果たしてきた基本的な機能を堅持し、管理を行ってきた漁協が引き続きその役割を担っていくことを関係制度において明確にすること。

(3) その他

スルメイカ資源の長期的な動向について水産局より説明がありました。

【説明の概要】

- 今年の5月から7月にかけての来遊量は前年並みで近年平均を下回ると予想される。
- 前年2月までの島根県主要3港水揚げの動向をみると、前年より漁獲量は多いが、過去5年平均の水揚げ量を下回る。
- 原因としては、産卵期の海水温等の条件が悪く、新規の加入量が少なく、それによって漁獲量も少ないと考えられる。
- スルメイカは一年生の生物であるため、条件が揃えば資源が回復することも考えられる。
- 島根県の過去10年の漁獲動向を見ると右肩下がりで、全国の漁獲量も同じような傾向となっている。